

石環政第14号  
平成28年6月3日

石狩市環境審議会  
会長 菅澤紀生 様

石狩市長 田岡 克介

環境影響評価準備書について（諮問）

次の環境影響評価準備書について、環境影響評価法第20条第2項の規定に基づき、北海道知事に環境保全の見地から意見を提出するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

記

（仮称）石狩湾新港洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書について

石狩市長 田岡 克介 様

石狩市環境審議会

会長 菅澤 紀生

(仮称) 石狩湾新港洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書について (答申)

## 1 総括的事項

(1) 洋上風力発電事業は、国内での先行事例が少ないため、その環境影響について十分に解明されていない点があり、調査及び予測評価の手法については、日々開発が進められている。このことを踏まえ、本事業における調査及び予測評価が最新の知見を用いていることを確認するとともに、必要に応じて追加的な調査及び予測評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

また、事後調査計画については、同じく洋上風力発電に係る環境影響に未解明な点が多いことや、知見の集積の観点から、専門家に意見聴取の上、必要に応じ騒音や動植物などバードストライク以外の項目についても計画を立て、評価書に記載すること。

(2) 事後調査計画については、調査期間や頻度のほか、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針に関し、詳細かつ具体的な計画を作成し、評価書に記載すること。

また、事後調査等において、環境に著しい影響が認められた場合には、稼動停止を含めた必要な環境保全措置を講じること。

(3) 事業実施区域周辺では、3つの風力発電事業が先行しており、これらとの累積的な環境影響が懸念される。特に、個別的事項に後述する騒音及び低周波音、動物については他事業者との累積の度合いが高いと考えられることから、地域全体の環境の保全に努めるため、他事業者や関係機関等から積極的に環境情報を収集し、累積的な環境影響の予測評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

また、予測評価の結果、環境への著しい影響が明らかになった場合は、配置の変更や基数の削減など、環境保全に必要な計画の見直しを行うこと。

(4) 本事業は、先行事例が少ない洋上風力発電事業であることに加え、最大 104,000kw、26 基の発電施設が林立する、本市では最大規模の風力発電事業になること、また、漁場への距離も短いことなどから、騒音、水環境、動物、景観などに関して不安を持つ周辺住民も存在する。

このことから、環境影響の予測評価にあたっては、周辺住民の不安を取り除くよう、

最大限の説明責任を果たし、十分な理解を得た上で事業着手すること。また、事業実施状況や事後調査結果についても、周辺住民との相互理解が得られるよう継続的かつ積極的な情報公開・周辺住民の意見聴取を行い、説明を尽くすこと。

- (5) 将来的に事業を廃止する際には、環境保全や安全性の確保並びに景観への適切な配慮として、風力発電施設を撤去し原状回復すること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音及び低周波音

- ① 国からの直近の技術的助言においては、騒音の調査期間は原則3日以上、連続して行うものとされていることから、専門家の意見を聴取し、必要に応じて追加調査並びに予測及び評価を行うこと。
- ② 風力発電施設の稼働後において、騒音の伝搬には、風向や風速、波などの影響が考えられる。本事業は、先行事例の少ない洋上風力発電事業であり、また、事業実施区域及びその周辺は、季節により風向や風速、波の高さが大きく異なるため、予測に不確実性を伴う可能性がある。このことから、専門家に意見聴取の上、必要に応じ騒音及び低周波に関する事後調査計画を立て、評価書に記載すること。

### (2) 水環境（底質）

施設の建設による潮流や底質（海底地形）の改変は、環境影響評価の項目とはなっていないものの、これらの変化は、水質や動植物、生態系などに対する環境影響の要因ともなり得る。このことから、事業者が行った底質移動に係るシミュレーション結果等に基づく予測評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

### (3) 動物

- ① 事業実施区域の周辺は、海岸に沿ってカシワ天然林が広がるなど多様な自然環境に恵まれた地域であり、相当数の希少猛禽類が確認されているほか、渡り鳥の飛翔ルートや、鳥類の休息地や採餌場になっている可能性が高い。本事業の実施により、生息環境の減少・喪失、風力発電設備を回避することによる採餌場機能の喪失、移動経路の阻害が懸念されることから、これらについても予測評価し、評価書に記載すること。

また、事後調査についても同様に実施し、施設稼働の前後における生息状況等の変化を把握するとともに、その結果を公表すること。

- ② バードストライクについては、平成28年6月に環境省自然環境局野生生物課で取りまとめられた「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き」を始め、最新の知見に基づき、発生を低減するための措置を事前に講じること。

また、その予測に関しては不確実性が高いことから、事後調査を適切に実施する必要があるが、洋上風力発電事業において、本準備書に記載される事後調査方法「風

力発電機のメンテナンス時等により墜落個体を回収し、種名及び死因等を分析する。」では、十分な実態の把握は困難と考えられる。このことから、専門家への意見聴取などに基づき、バードストライク監視装置の設置のほか、衝突の把握が十分に可能な調査方法を検討し、採用すること。